

大山町議会議長 野口俊明様

大山町議会議員 米本 隆記

平成 25 年大山町議会議員研修報告書

1	日 時	平成 25 年 11 月 18 日 (月) ~ 19 (火)	
2	研 修 地	滋賀県大津市 全国市町村国際文化研究所	
3	研 修 内 容	(内 容)	(場 所)
		(1) 災害からの再生と震災復興	滋賀県大津市
		(2) これからの地方議員のあり方	滋賀県大津市
		(3) 地方財政の課題と方向性	滋賀県大津市
		(4) 地方自治と議会改革	滋賀県大津市
4	研 修 結 果 又 は 概 要 (意 見 ・ 感 想)	(1) 災害からの再生と震災復興 1. 復興のプロセス(手続き)と復興ビジョン(どのような町づくり)かが問われる。 2. 復興に対する価値観の違い 想像的復興 新しい未来の社会を作って行く 生活復興 困窮生活者の生活基盤の回復、そして、経済の復興もなる。 3. 災害復興をどう考えるか 平時から被災したと思って亡妻に傾注 復興手順を明確化など基礎データを事前に収集 被災したと仮定し、地域や家族の弱さをお互い確認し、それを回避する手立てを講ずる。	
		(2) これからの地方議員のあり方 まず、これまでで良いのか変える気があるのか。 一括法以来、事務権限が市町村に多大に降りてきた。つまり地域の実情に合わせた運用が可能になったが、議会はその機能を果たしているか。 (例 議員定数の上限廃止で何の根拠で決めているのか。) 議決機関としての議会はどうか 議決事項は執行機関に対してであり首町に対してではない。 議員の身分は、仕事の内容も常勤・非常勤も区別なく、職務は自治法に明記されてない。議員は権力を持っているので、行使が地域を決める。怖い事でもある。	

4	調査結果 又は概要 (意見・感想)	<p>(3) 地方財政の課題と方向性</p> <p>1. 一体改革と地方財政 地方法人特別税は一体改革に合わせ抜本的見直す。税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方財政を構築した。</p> <p>2. 我が国の地方財政 公共支出の 6 割強を占めるなど公共部門の中で地方自治体の果たす役割は大きい。政府が政策を立案し、財源確保を施し、自治体が執行を担う。しかし、国と地方の財政はお互いに独立していない。</p> <p>3. 地方財政の現状と課題 90 年代以降国・地方の財政状況は悪化。小泉構造改革に伴う財政移転の縮減(国が行き詰れば地方も財政破たん)。過去を清算し財政の健全化、遅れれば将来につけを先送りになり責任の所在も曖昧。</p> <p>4. 地方分権時代の税制 税源構成を見直して法人 2 税の引き下げと地方消費税の引き上げ。住民にコスト(行政サービス)意識の喚起。法人課税の実効税率の引き下げによってグローバル化への対応。</p>
		<p>(4) 地方自治と議会改革</p> <p>議会は変わるべき。但し議会は合議体一人では無理。</p> <p>1. 住民から見た議会への違和感 傍聴に来た人に議会は[何をしに来た]とみてないか 陳情は国民に与えられた権利。紹介議員がなぜ必要か。</p> <p>2. これまでの議会改革を点検 日本の議会は何時議案の審議、議決かがわからない。 議会が始まる前に結論を決めていないか(議を開く意味がない)。</p> <p>3. これからの議会改革を考える 通年議会で何時どの議案を審議するかを知らせる。 議案本意の議会運営に変えられるか。 自己の判断と良心に基づいて議決しているか</p> <p>行政の話の聞いただけで結論を出すのは無謀なこと、他の議員の意見を聞いて判断するようには、分からない事は第三者に意見を聞くことも必要。</p>
		<p>(5) まとめ</p> <p>防災・減災も重要だが、災害に遭遇した事をあらかじめ予測をして、善後策を考えておく事の必要性を改めて確認できた。</p> <p>議会改革は何を以てそう呼ぶのか。住民に開かれた議会に作り上げ住民と議会の距離を縮める。 先進議会が議会基本条例を制定しているのは、議員の振る舞いや議会の運営を定め、次の議会を担う人の為にも必要性はあると感じる。</p> <p>地方財政は今後ますますひっ迫する。その為、住民と地方自治体が正面から向き合い、お互いの責任と負担で施策を進める姿勢を見せなくてはならない。</p>